

## 第2節 近畿圏における産業廃棄物の広域移動状況

### 1 広域移動状況

平成13年度に近畿圏で排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、1,822.7万トンとなっており、このうち、19.9%に当たる363.2万トンが排出都県を越えて処理されている。363.2万トンの広域移動量のうち、286.4万トンが中間処理目的、76.8万トンが最終処分目的で移動している。

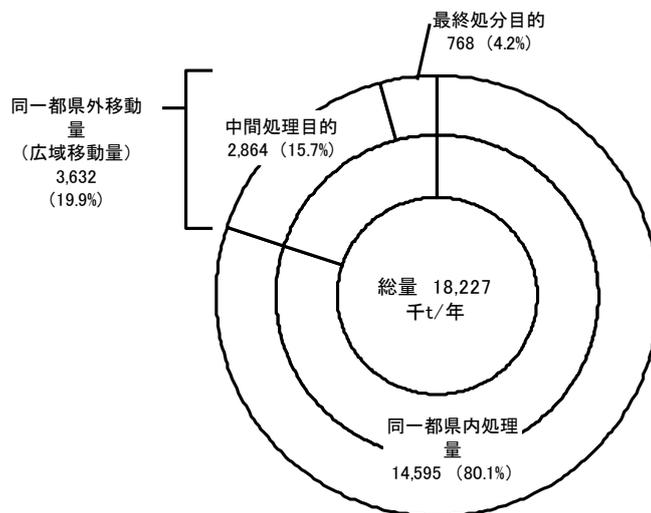


図5-20 近畿圏における産業廃棄物の広域移動（平成13年度）

府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が近畿圏全体の広域移動量の37.9%で最も多く、次いで、兵庫県が28.8%、以下、京都府が13.2%、滋賀県が9.4%となっている。

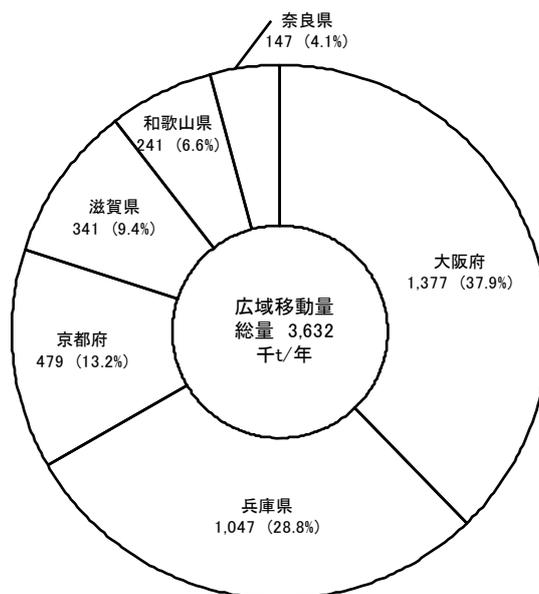


図5-21 近畿圏における府県別の産業廃棄物の広域移動（平成13年度）

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が 120.1 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 81.1 万トン、以下、京都府が 37.6 万トン、滋賀県が 27.2 万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、兵庫県からの県外搬出量が 23.6 万トンで最も多く、次いで、大阪府が 17.6 万トン、以下、和歌山県が 15.6 万トン、京都府が 10.3 万トンとなっている。

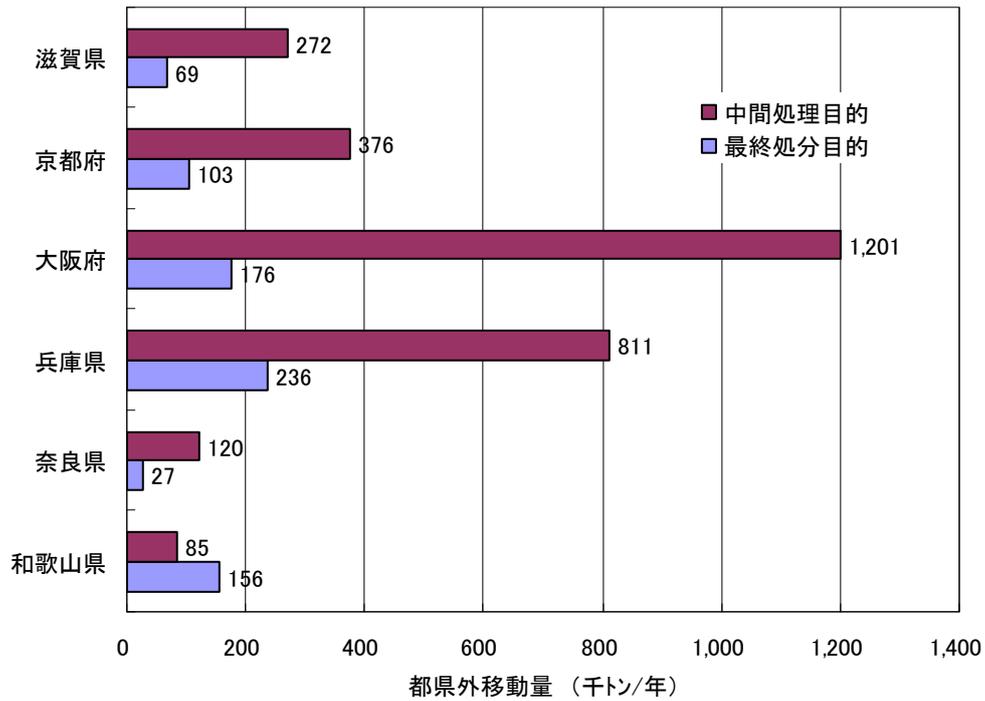


図 5-22 近畿圏における府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動（平成 13 年度）

## 2 府県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、図 5-23、表 5-2 のとおりである。

- 1) 中間処理目的(図 4-12)で移動した産業廃棄物について、種類ごとに処理後の最終処分量<sup>※1</sup>を算出し、更に、移動先の府県での中間処理後の最終処分先<sup>※2</sup>を推定し、産業廃棄物を排出した府県と最終的に処分された府県を推定した。
- 2) 最終処分目的(図 4-13)で移動した産業廃棄物には、他の府県で排出したものが当該府県内の中間処理業者で処理された後、他県で処理される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の府県間移動量を、当該府県で発生した移動と、中間処理目的で当該府県に搬入された後、処理後の他府県へ移動する量に分けた<sup>※3</sup>。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、首都圏からの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

表 5-2 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

		(千トン/年)						
処分先地域	排出地域	計	排出地域					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山
滋賀県		59		28	24	5	2	0
京都府		21	6		9	5	1	0
大阪府		269	3	34		118	5	109
兵庫県		54	1	10	42		1	0
奈良県		105	12	11	64	8		10
和歌山		5	0	0	5	0	0	
ブロック内計		514	21	85	144	136	9	120
ブロック外計		488	63	44	118	207	27	30
北海道		0	0	0	0	0	0	
日本海側東北(青森、秋田、山形、新潟)		1	0	0	0	0	0	0
太平洋側東北(岩手、宮城、福島)		1	0	0	0	0		0
首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)		14	8	2	2	1	0	0
東海(長野、岐阜、静岡、愛知、三重)		109	29	8	35	10	24	2
北陸(富山、石川、福井)		56	24	14	7	8	1	3
山陰(鳥取、島根)		1	0	0	0	1	0	0
瀬戸内海(岡山、広島)		176	1	14	44	116	1	1
四国(徳島、香川、愛媛、高知)		17	0	0	10	5	0	2
北部九州(山口、福岡、佐賀、長崎、大分)		113	1	6	20	64	1	22
南部九州(熊本、宮崎、鹿児島)		0	0	0	0	0	0	
沖縄(沖縄)								

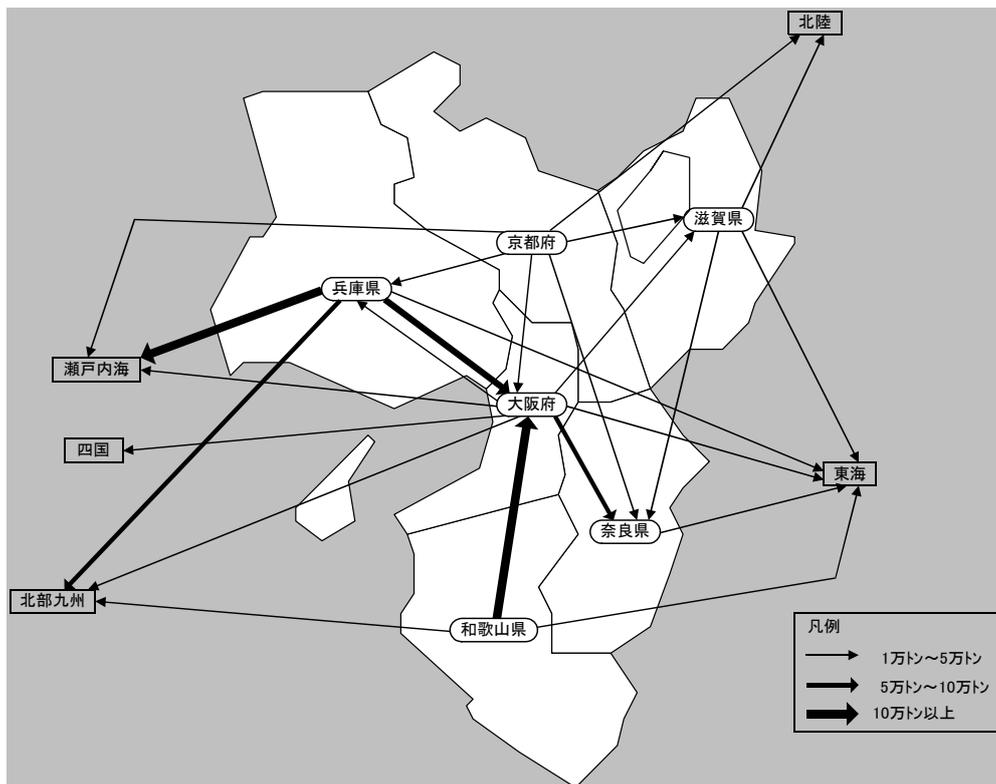


図 5-23 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

※1：平成 13 年度の産業廃棄物排出・処理状況調査（平成 11 年度実績）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）より、中間処理量に対する中間処理後の最終処分量の比率を用いた。

$$\text{種類別中間処理移動量} \times (\text{全国の種類別中間処理後最終処分量} \div \text{全国の種類別中間処理量})$$

※2：中間処理先都県で処分された量

$$\text{中間処理後最終処分量} \times (\text{最終処分目的の排出都県内処分量} \div \text{最終処分目的移動量の総量})$$

中間処理先都県から更に他都県で処分された量

$$\text{中間処理後最終処分量} \times (\text{最終処分目的の排出都県外処分量} \div \text{最終処分目的移動量の総量})$$

排出都県外処分量は、移動先の都県量の割合で按分した。

※3：各都県で公表されている産業廃棄物実態調査報告書等から、当該排出事業者から排出された産業廃棄物のうち、当該府県外へ移動した、ア) 自己最終処分量の県外、イ) 業者直接最終処分量の県外、ウ) 委託中間処理後の最終処分量の県外を求めた。

$$A : \text{当該府県発生した最終処分移動量} = (\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ})$$

$$B : \text{他府県から搬入された中間処理後の最終処分移動量}$$

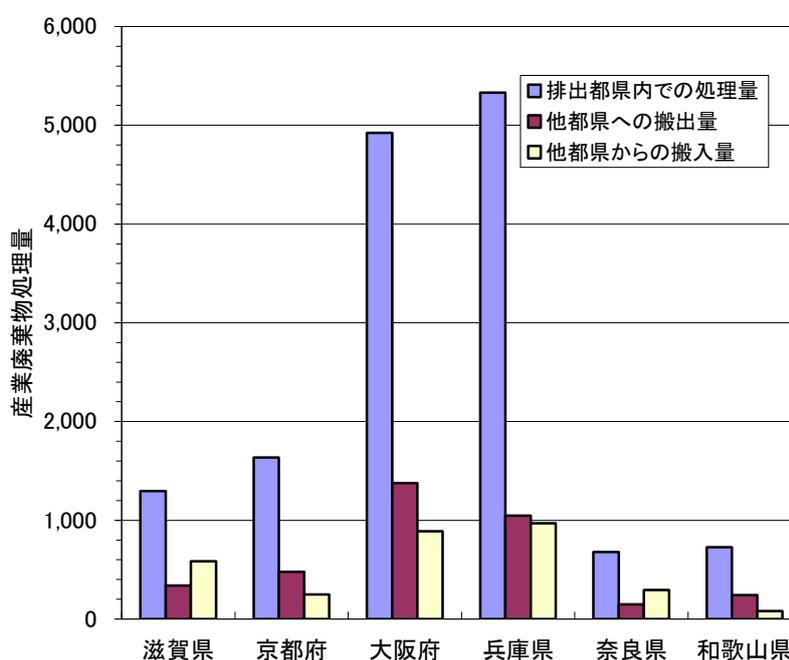
$$= \text{中間処理目的搬入量} \times \text{※2 で求めた減量化率} \times \text{県外処分率}$$

$$\text{処分目的移動量のうち当該都県発生した最終処分移動量} = A / (A + B)$$

### 3 府県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-24 のとおりである。

- ①大阪府は他府県への搬出量が最も多くなっており、兵庫県は他府県からの搬入量が最も多くなっている。大阪府は搬出量が搬入量より多くなっており、京都府、兵庫県、和歌山県も同じ傾向である。京都府は搬出量が搬入量の約 2 倍、和歌山県は搬出量が搬入量の約 3 倍となっている。
- ②滋賀県と奈良県は、他府県への搬出量が他府県からの搬入量より多くなっており、奈良県は、搬入量が搬出量の約 2 倍となっている。



(単位: 千トン/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出都県内での処理量	1,295	1,636	4,925	5,332	680	727
他都県への搬出量	341	479	1,377	1,047	147	241
他都県からの搬入量	586	247	890	970	294	80

図 5-24 近畿圏内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

#### 4 種類別の移動状況

近畿圏における産業廃棄物の府県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類、汚泥及び廃プラスチック類の3品目で約6割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類、汚泥、鉱さい及びがれき類の4品目で約7割を占めている。

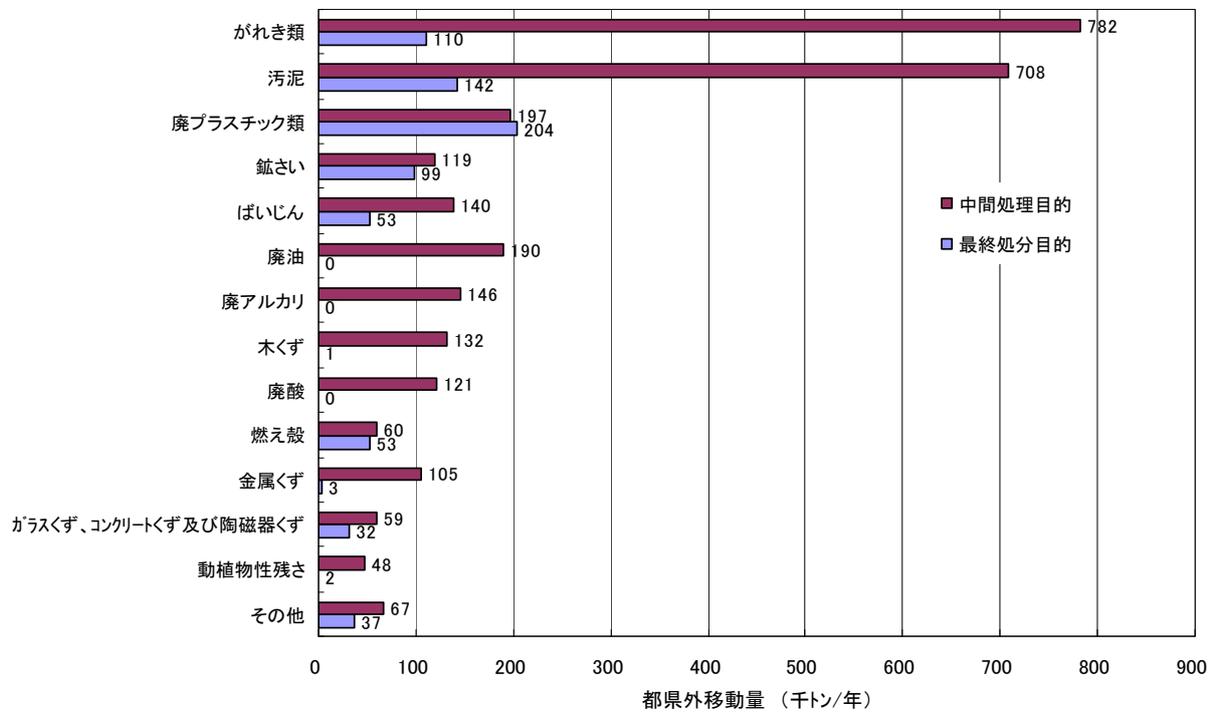


図 5-25 近畿圏における種類別の産業廃棄物の広域移動（平成 13 年度）

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される主な8種類の広域移動状況をみると図 5-26～5-33 のとおりである。

(1) がれき類

近畿圏内において、排出府県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が 78.2 万トン、最終処分目的量が 11.0 万トンとなっている。

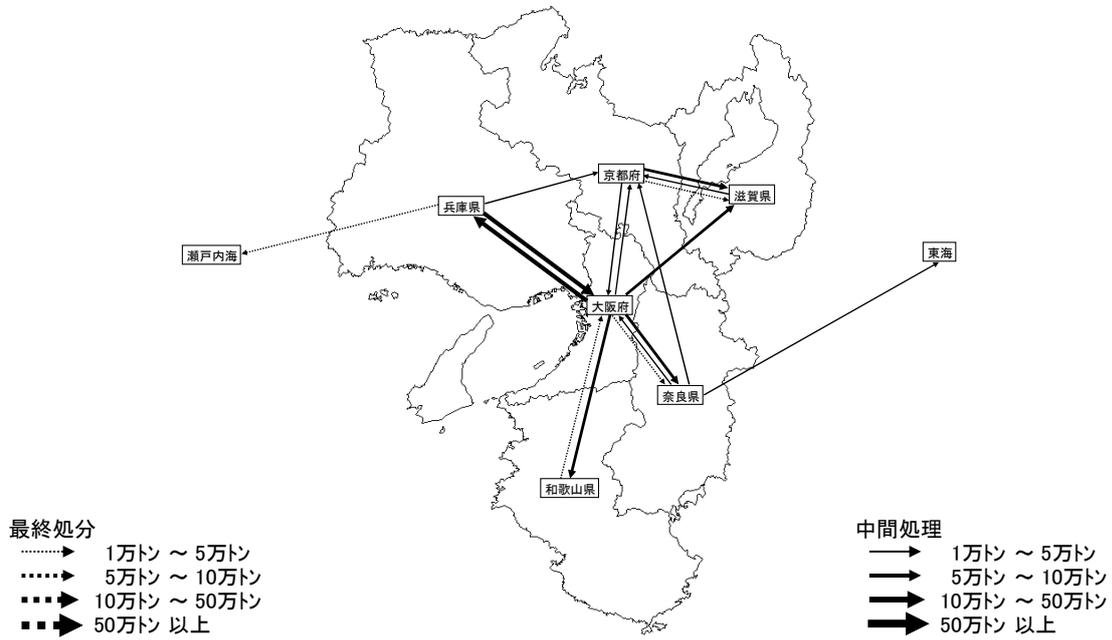


図 5-26 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が 70.8 万トン、最終処分目的量が 14.2 万トンとなっている。

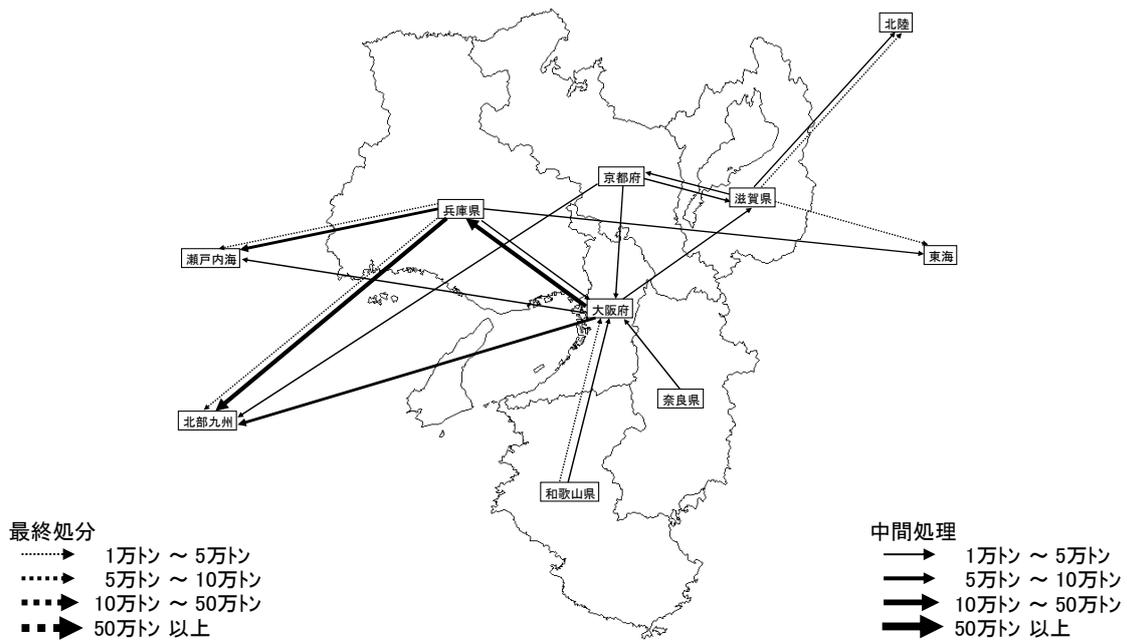


図 5-27 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

### (3) 廃プラスチック類

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 19.7 万トン、最終処分目的量が 20.4 万トンとなっている。

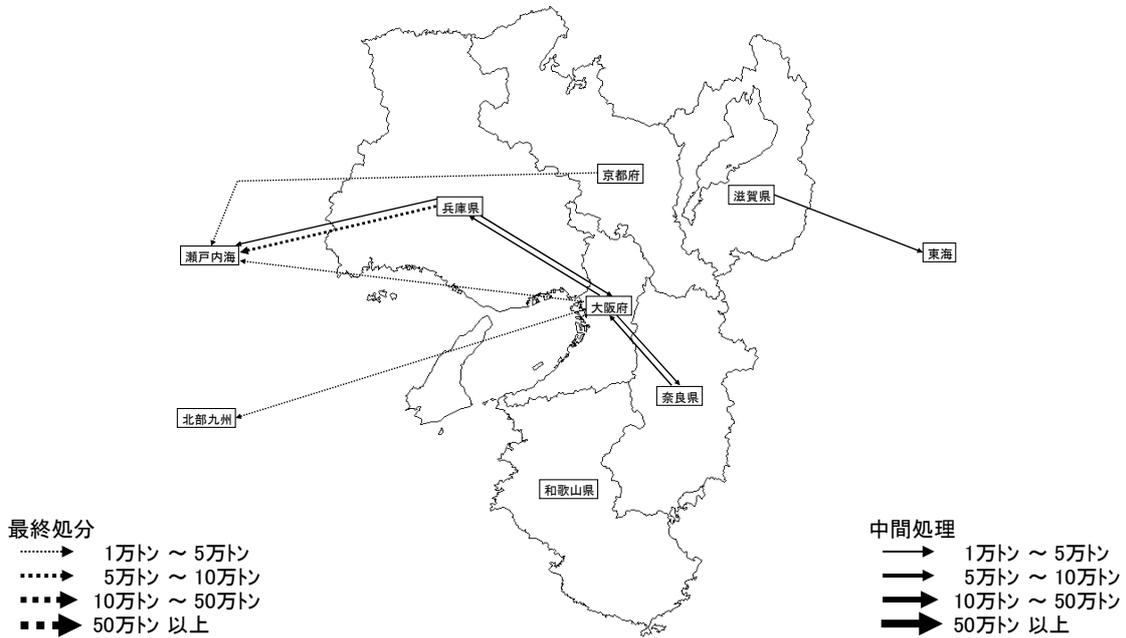


図 5-28 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

### (4) 鉱さい

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される鉱さいは、中間処理目的量が 11.9 万トン、最終処分目的量が 9.9 万トンとなっている。

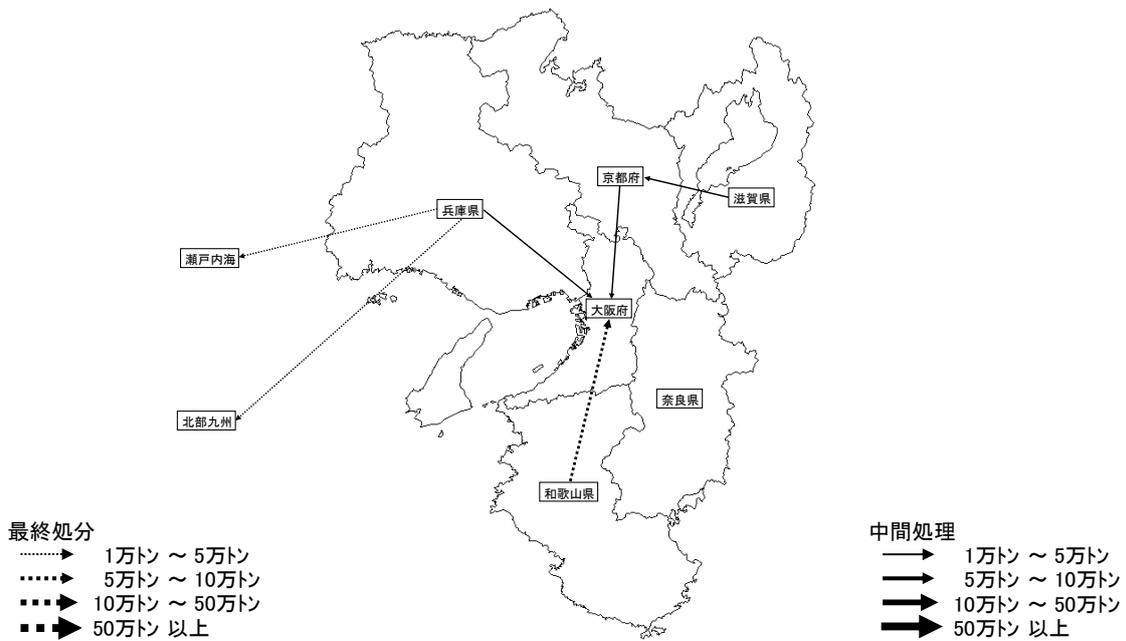


図 5-29 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（鉱さい）

(5) ばいじん

近畿圏内において、排出府県を越えて処理されるばいじんは、中間処理目的量が 14.0 万トン、最終処分目的量が 5.3 万トンとなっている。

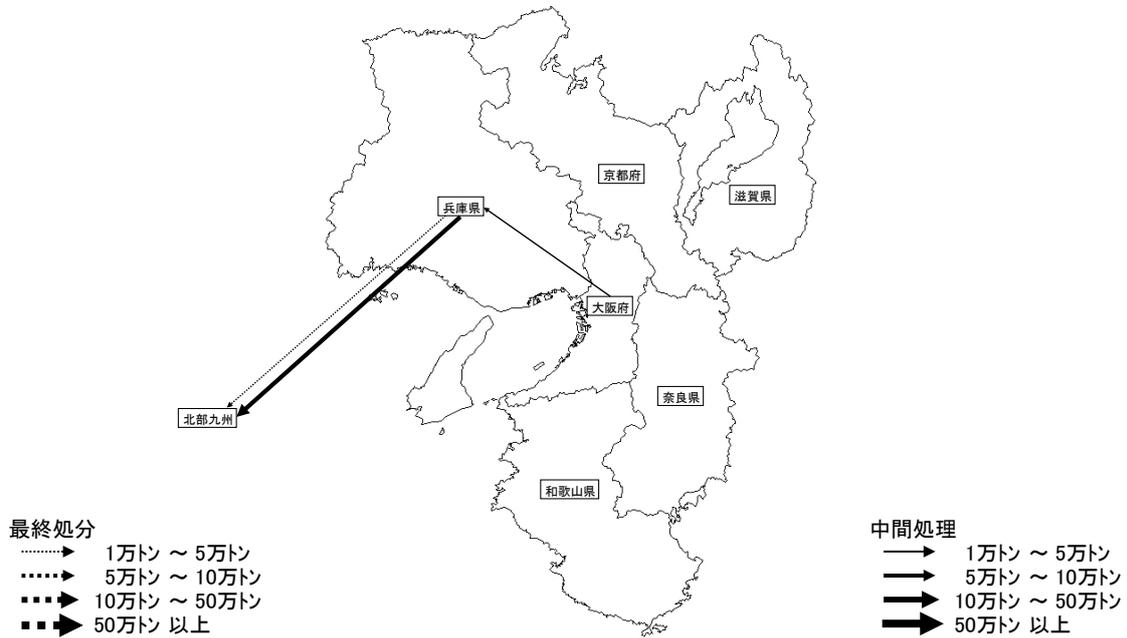


図 5-30 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量 (ばいじん)

(6) 廃油

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 19.0 万トンとなっている。

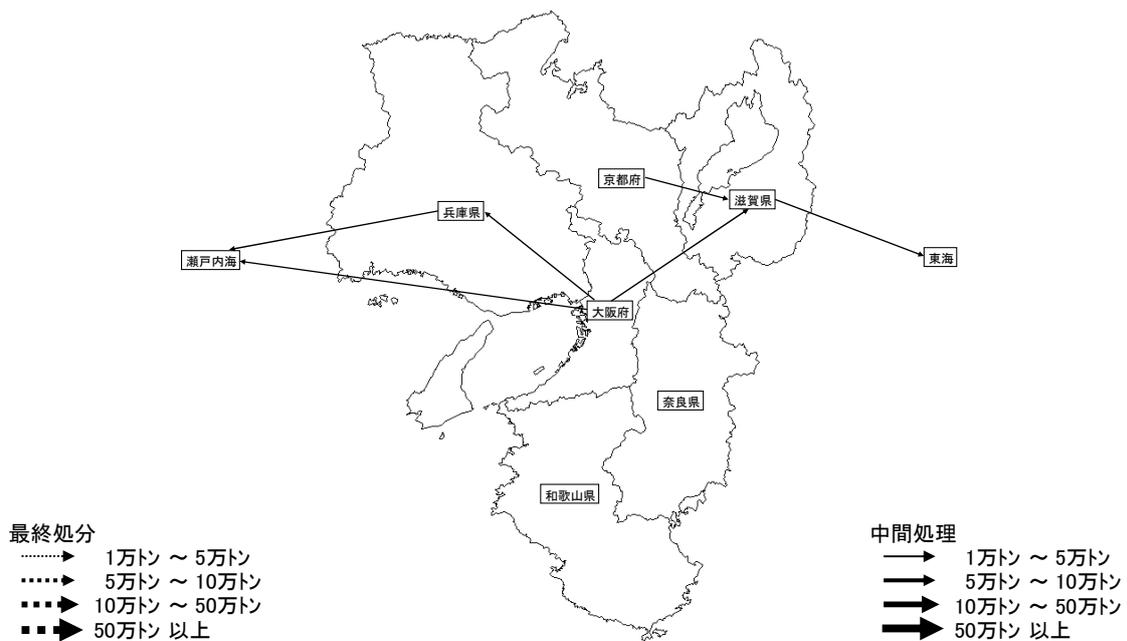


図 5-31 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量 (廃油)

(7) 廃アルカリ

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される廃アルカリは、中間処理目的量が14.6万トンとなっている。

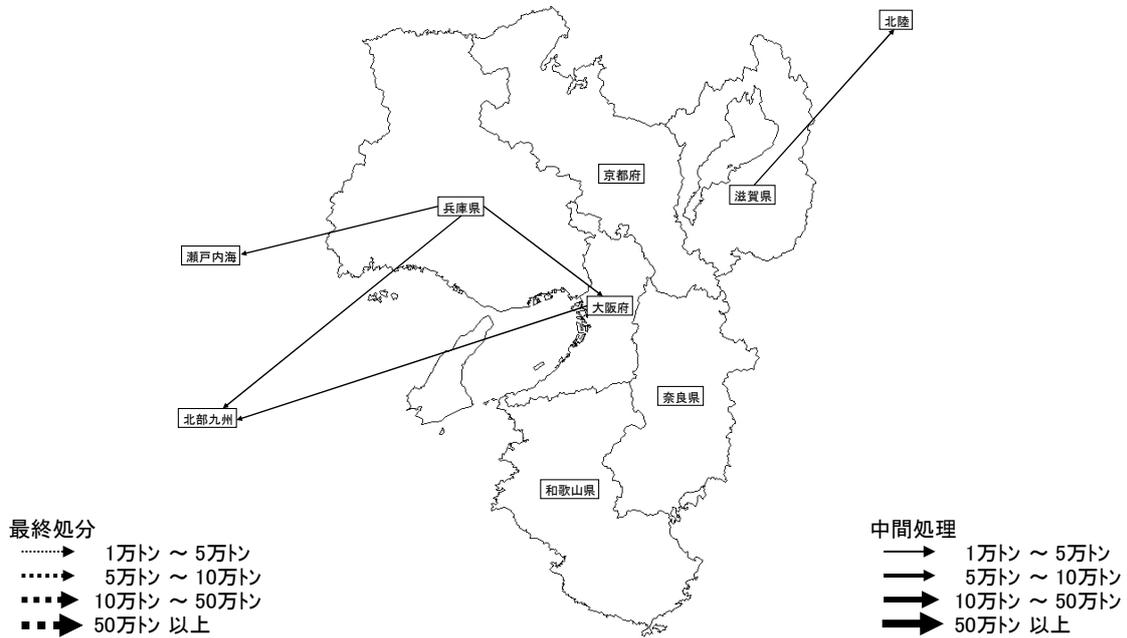


図 5-32 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（廃アルカリ）

(8) 廃酸

近畿圏内において、排出府県を越えて処理される廃酸は、中間処理目的量が12.1万トンとなっている。

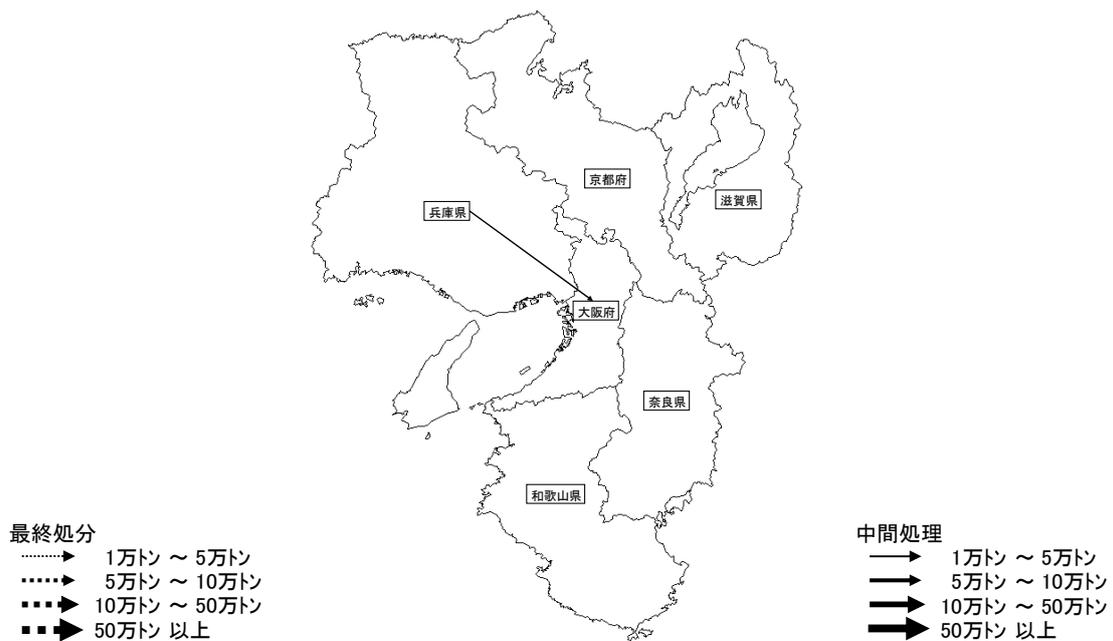


図 5-33 近畿圏における産業廃棄物の広域移動量（廃酸）